

北彩あんしんリング運用ポリシーの改定について

1 改定箇所

第 4 条及び第 5 条

2 改定理由

現状の北彩あんしんリング運用状況において、利用者のさらなる効率化及び利便性を図るため、北埼玉医師会において決裁し、改定いたしました。なお、令和 7 年 4 月 1 日から施行となります。

はじめに

北埼玉医師会では医療・介護連携において、(株)日本エンブレース社が提供する医療・介護専用コミュニケーションシステム「メディカルケアステーション」(MCS)を採用することに決定し、“北彩あんしんリング”と命名しました。

この北彩あんしんリングを利用するにあたっては、病院・クリニック・歯科医院・調剤薬局・介護事業者等各施設にて、医師法をはじめとした関係法律・個人情報保護に関する法律などの遵守はもちろん、厚生労働省の「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」や医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」など、医療介護従事者向け各種ガイドラインを考慮しながら、「北彩あんしんリング運用ポリシー」を作成しました。

各施設は、法令遵守はもちろん、各種ガイドライン等を十分理解したうえで、施設の責任のもとに、北彩あんしんリング運用ポリシーに基づいてご利用ください。

また、北彩あんしんリング運用ポリシーに基づいて各施設のシステム管理者は、運用管理規定を別途作成するとともに、情報システムの取扱いについてマニュアルを整備し、公表し利用者に周知の上、常に利用可能な状態にしておく必要があります。

＊この運用ポリシーは、法令や厚生労働省等の各種ガイドラインの改訂やMCS機能強化などに伴って必要に応じて改定される場合があります。

一般社団法人北埼玉医師会

北彩あんしんリング運用ポリシー

（目的）

第1条 この運用ポリシーは、北彩あんしんリング（以下、「システム」という。）で使用される機器、ソフトウェア及び運用に必要な仕組み全般について、その取扱い及び管理に関する事項を定め、システムの適正な運用に資することを目的とする。

（法令及びガイドライン）

第2条 システムを利用する事業所等は、医師法（昭和23年法律第201号）及び個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）等の各種法令を遵守し、次の各号に掲げるガイドラインを十分理解したうえで、システムを利用することとする。

- （1） 医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 最新版
- （2） 医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン 最新版

（対象患者）

第3条 システムを利用した情報共有の対象は、次の各号に掲げる患者とする。

- （1） 往診等を受けており、北埼玉在宅医療連携室に患者登録されている患者
- （2） 主治医が必要と認めた患者

（患者同意等）

第4条 主治医は、システムで情報共有を行うにあたって、前条の対象患者又はその家族及び北埼玉在宅医療連携室と在宅医療における個人情報使用同意書（様式第1号）を交わし、各々所持するものとする。ただし、主治医が訪問診療開始時に、ICTを活用した医療情報の連携における個人情報管理について、同意書又は契約書を交わしている場合は、この限りでない。

~~2 主治医は、前項の同意書を交わした対象患者及び当該対象患者についてシステムで情報共有しようとする者を決定し、北埼玉在宅医療連携室に報告するものとする。~~

（グループ登録等）

第5条 北埼玉在宅医療連携室は、システムの運用に関し、次に掲げる業務を行うものとする。

- （1） 対象患者並びにグループの登録、削除及び管理
- （2） 前条第2項の情報共有しようとする者のグループへの招待及び解除
- ~~（3） その他システムの運用に関して必要な業務~~

2 前項第1号のグループの登録は、対象患者ごとに行うものとする。

3 主治医は要請に応じて、グループ登録等に関する事項を北埼玉在宅医療連携室に報告するものとする。

4 その他システムの運用に関して必要な業務は、北埼玉在宅医療連携室が行うもの

とする。

(利用申込等)

第6条 前条第1項第2号の規定によるグループへの招待を受けて、システムを利用しようとする事業所等（以下「事業所等」という。）の管理者は、システムを利用する従事者（以下「利用者」という。）のIDを取得し、及び管理するものとする。

2 前項の規定によりIDを取得した事業所等の管理者は、北埼玉医師会長に対し、北彩あんしんリング利用申込書兼変更届（様式第2号）及び北彩あんしんリングの利用に係る誓約書（様式第3号）を提出するものとする。

3 IDを取得した利用者が異動又は退職等によりシステムを利用しなくなった場合は、事業所等の管理者は、北埼玉医師会長に対し、速やかに利用者の削除又は変更について届け出るものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、前項の利用者の削除又は変更の届出について準用する。ただし、様式第3号の提出は要しない。

(事業所等の管理者の責務)

第7条 事業所等の管理者は、自己の事業所等内でシステムが適切に利用されるように、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 患者情報及び個人情報等の管理全般
- (2) システムで利用するIT機器の管理
- (3) 利用者との業務情報保持に関する誓約書（様式第4号）の取り交わし
- (4) 利用者への定期的な教育の実施

(ID・パスワードの管理)

第8条 ID及びパスワードの管理は、次の各号に定めるところにより行うものとする。

- (1) パスワードはメモを残したりせず、人目にふれないように細心の注意を払って利用者個人が管理し、共有しないこと。
- (2) 一つのIDを複数人で共有しないこと。
- (3) パスワードの設定は、次のいずれかを要件とすること。
 - ア 英数字及び記号を混在させた13文字以上の推定困難な文字列とすること。
 - イ 英数字及び記号を混在させた8文字以上の推定困難な文字列を定期的（2箇月に1回）に必ず変更すること。
- (4) 類推されやすいパスワードは使用しないこと。
- (5) 類似のパスワードを繰り返し使用しないこと。
- (6) 利用が終わったら、必ずログアウトすること。
- (7) パソコンの場合、離席時にも必ずログアウトすること。
- (8) スマートフォン、タブレット及びパソコンなど、利用するすべての端末にはロックをかけること。

(IT機器のセキュリティ対策)

第9条 IT機器のセキュリティ対策は、次の各号に定めるところにより行うものとする。

- (1) 情報機器に対して起動時パスワード（英数混合8文字以上）を設定すること。ただし、設定にあたっては、推定しやすいパスワードを避け、定期的にパスワードを変更すること。
- (2) 情報機器には、ファイル交換ソフト（Winny等）をインストールしないこととし、すでにインストールしている場合は、削除すること。
- (3) 情報機器には適切なウイルス対策ソフトをインストールし、最新の状態に更新しておくこと。
- (4) ブラウザはIDやパスワードを記憶する設定にしないこと。
- (5) システムの操作においては、定められた手順を守り、情報のダウンロード、コピー及びスクリーンショットの取得を行わないこと。
- (6) リモートワイプサービスを利用すること。
- (7) 緊急回線停止サービス等を利用すること。
- (8) 情報及び情報機器を持ち出す場合は、持ち出す情報の内容、格納する媒体、持ち出す目的及び期間等を書面で事業所等の管理者に届け出て、承認を得ること。
- (9) 利用者個人が所有する端末を業務で使用する場合には、第1号から前号までと同様の運用を行うものとする。

（利用上の留意事項）

第10条 利用者は、次の各号に掲げる事項に留意して、システムを利用するものとする。

- (1) グループへの招待を受けたときは、自分がそのグループに参加することがふさわしいかどうかを判断してから、招待の受理を行うこと。
- (2) グループの参加者を分かりやすくするため、システムの個人設定で自分のプロフィール及び顔写真を登録すること。
- (3) システムへの書き込みは、必要最低限の内容とし、簡潔に分かりやすくすること。
- (4) グループへの書き込みは、その患者に関することのみとし、別の患者の情報を書き込まないこと。
- (5) システム内の特定のグループ内の書き込み内容等を、口頭や画面のスクリーンショット等の手段でグループ参加者以外に共有しないこと。
- (6) 自分が担当からはずれたときは、速やかに当該グループメンバーから解除を行うこと。
- (7) 事業所等の退職等によりシステムを利用する必要がなくなったときは、当該事業所等から貸与されているIT機器があれば返却し、及び業務情報保持に関する誓約書に基づき、必要な手続きを行うこと。
- (8) 書き込みの際して、確定操作（入力情報が正しい事を確認する操作）を行い、入力情報に対する責任を明示すること。
- (9) 書き込み内容に誤りや不適正なものがあった場合は、速やかにその書き込

みを削除すること。

- (10) 与えられたアクセス権限を越える操作を行わないこと。
- (11) システム内のファイルをダウンロードする場合において、信頼できない利用者からのファイルはダウンロードしないこと。
- (12) 信頼できない利用者から投稿されたもの等、システム内の不審なURL(リンク)にはアクセスしないこと。
- (13) システムの偽サイトやシステムを偽るメール等に注意すること。
- (14) システムのアプリ版を利用する場合は、正規のダウンロードサービスによりインストールすることとし、当該サービス以外の手段でインストールしないこと。
- (15) システムの異常を発見した場合又は使用する機器が紛失若しくは盗難等にあった場合には、速やかに事業所等の管理者に報告し、その指示に従うこと。
- (16) 不正アクセスを発見した場合は、速やかに事業所等の管理者に連絡しその指示に従うこと。
- (17) あらかじめシステムを利用できなくなった際のバックアッププランを定めておくこと。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、北埼玉医師会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成28年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。